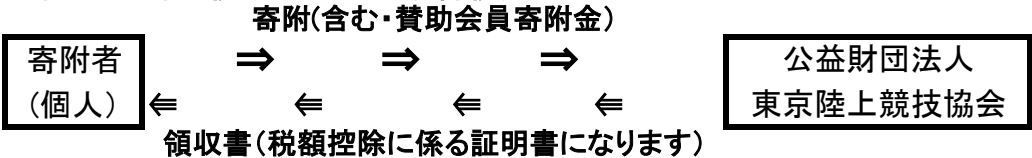


*** 東京陸協のサポーター(賛助会員)は、税額控除の優遇措置が受けられます！**

*** 公益財団法人に寄附をした個人・法人に対する税法上の優遇措置 ***

公益財団法人東京陸上競技協会は、「特定公益増進法人」です。
「公益財団法人」としての認定を受けておりますので、本協会への寄附金には特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税・法人税の控除が受けられます。

1. 個人の方が寄附した時の税金について(所得税)



所得税の寄附金控除には、「所得控除」と「税額控除」のふたつの方法があります。
賛助会員会費(寄附金)を納付するなら「税額控除」の適用が有利です！

所得控除か税額控除を選択		
①寄附金控除(所得控除)	所得から控除	その年に支出した特定寄附金の合計額、又は、その年の総所得金額等の40%相当額の内、低い額
②寄附金控除(税額控除)	税額から直接控除	
③個人住民税	都道府県・市区町村条例の指定 (寄附金支出額－2000円)×10%	条例での指定条件は、都道府県により異なるので各事務所・市町村徴税窓口にて照会を！

なお、「寄附金控除」の適用を受けるには、「確定申告」を行うことが必要です。
年末調整では、この制度は適用されませんのでご注意ください。
詳しくはお近くの税務署へお問い合わせください。

(ご参考) 確定申告による賛助会費(寄附金)10,000円の寄附金控除額(概算) (金額単位 円)

年収	年税額	所得控除の場合の年税額		年税額	税額控除の場合の年税額		* 税額控除の場合は、多額の寄附をしないと限度額に達せず控除額は一律3,200円
		年税額	控除額		年税額	控除額	
3,000,000	77,000	76,600	400 (10,000-2,000)×税率5%	77,000	73,800	3,200 (10,000-2,000)×税率40%	
5,000,000	210,500	209,700	800 (10,000-2,000)×税率10%	210,500	207,300	3,200 (10,000-2,000)×税率40%	

(注)復興特別所得税は考慮していません。

2. 法人(公益法人以外の法人)が寄附した時の税金について(法人税)

特定公益増進法人に対する寄附金は、その寄附金の合計額と寄附金の損金算入限度額のいずれか少ない金額が損金に算入されます。
なお、税制改正により計算式が変わり、損金算入限度額が拡大されました。

寄附金の損金算入限度額(①及び②)は以下の算式になります。

①特別損金算入限度額

事業年度 (終了時の 資本金等 の金額	× 当期の 月数/12	× 3.75/1000	+	事業年度 所得金額	× 6.25/100) × 1/2 =	損金 算入 限度額
------------------------------	----------------	-------------	---	--------------	---------------------	-----------------

②一般寄附金損失算入限度額

事業年度 (終了時の 資本金等 の金額	× 当期の 月数/12	× 2.5/1000	+	事業年度 所得金額	× 2.5/100) × 1/4 =	損金 算入 限度額
------------------------------	----------------	------------	---	--------------	--------------------	-----------------

計算式は以上ですが、黒字(法人)の場合、ほとんどが損金算入となります。

以上

